○国土交通省告示第八百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県江田島市江田島町の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第二百九十六号で指定した長谷川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34° 16′ 05.6416″	132° 28′ 51.3060″
2	34° 16′ 05.3562″	132° 28′ 51.7066″
3	34° 16′ 04.3329″	132° 28′ 51.9200″
4	34° 16′ 03.5935″	132° 28′ 52.9941″
5	34° 16′ 01.3417″	132° 28′ 52.9764″
6	34° 16′ 01.1774″	132° 28′ 52.2089″
7	34° 16′ 01.6920″	132° 28′ 51.9714″
8	34° 16′ 02.9632″	132° 28′ 52.2875″
9	34° 16′ 03.5245″	132° 28′ 51.8525″
10	34° 16′ 04.6863″	132° 28′ 50.2215″

○国土交通省告示第八百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

流尾川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地（平成八年建設省告示第千六百八十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

京都府福知山市字正後寺

小字松尾　一四五番一から一四五番四まで

小字流尾　九番一から九番三まで

小字ヒシロ　一一番

ロ　京都府福知山市字正後寺の区域内の土地のうち、次の一点から二十七点までを順次結んだ線及び一点と二十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び平成八年建設省告示第千六百八十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35° 14′ 52.4928″	135° 12′ 19.0221″
2	35° 14′ 52.1644″	135° 12′ 20.1392″
3	35° 14′ 52.1995″	135° 12′ 21.3251″
4	35° 14′ 51.9849″	135° 12′ 22.4127″
5	35° 14′ 52.3680″	135° 12′ 23.4889″
6	35° 14′ 51.1629″	135° 12′ 23.3529″
7	35° 14′ 49.9112″	135° 12′ 24.1720″
8	35° 14′ 48.2085″	135° 12′ 25.1227″
9	35° 14′ 46.5385″	135° 12′ 25.8871″
10	35° 14′ 45.8312″	135° 12′ 27.7745″
11	35° 14′ 46.3073″	135° 12′ 29.8612″
12	35° 14′ 45.6475″	135° 12′ 31.7419″
13	35° 14′ 44.4130″	135° 12′ 30.2638″
14	35° 14′ 42.9218″	135° 12′ 29.8325″
15	35° 14′ 42.6390″	135° 12′ 29.6384″
16	35° 14′ 43.4279″	135° 12′ 27.8498″
17	35° 14′ 44.3777″	135° 12′ 26.2997″
18	35° 14′ 45.0775″	135° 12′ 24.9042″
19	35° 14′ 46.2141″	135° 12′ 23.9642″
20	35° 14′ 46.7637″	135° 12′ 23.9252″
21	35° 14′ 47.4058″	135° 12′ 23.3913″
22	35° 14′ 48.0607″	135° 12′ 23.4959″
23	35° 14′ 48.5603″	135° 12′ 23.1317″
24	35° 14′ 48.9132″	135° 12′ 21.7884″
25	35° 14′ 50.0495″	135° 12′ 19.8587″
26	35° 14′ 50.4649″	135° 12′ 19.6938″
27	35° 14′ 52.2828″	135° 12′ 18.8554″

国会事項

衆議院

議案提出

六月三十日内閣から提出した議案は次のとおりである。

皇室典範等の一部を改正する法律案

議案送付

六月三十日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

予防接種法の一部を改正する法律案

質問書提出

六月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

年金給付の期日に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

答弁書受領

六月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員早稲田ゆき提出留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する再質問に対する答弁書

報告書受領

六月三十日内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」の報告

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「令和八年度の防災に関する計画」の報告

参議院

議案提出

六月三十日議員から次の議案が提出された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（石川博崇外三名発議）（参第一二号）

また、同日衆議院から次の議案が提出された。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案（衆第一八号）

議案受領

六月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）

議案受領（予備審査）

六月三十日内閣から次の議案が送付された。

皇室典範等の一部を改正する法律案（閣法第六四号）

報告書受領

六月三十日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「令和八年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

人事異動

内閣

日本銀行政策委員会審議委員に任命する

佐藤　綾野

（京都地方裁判所判事補）判事補

林　萌百

願に依り本官を免ずる

（経済産業省大臣官房総括審議官）経済産業事務官

佐々木啓介

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房））に転任させる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房））内閣事務官

茂木　正

経済産業省に出向させる

（国土交通省物流・自動車局付）国土交通技官

永井　啓文

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上六月三十日）